

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成28年度
計画主体	富岡市

富岡市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 富岡市経済建設部農政課
所在地 富岡市富岡1460-1
電話番号 0274-62-1511
FAX番号 0274-62-0357
メールアドレス choujyuu@city.tomioka.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、イノシシ、ハクビシン、ニホンジカ、カラス、ツキノワグマ
計画期間	平成29年度～平成31年度
対象地域	富岡市全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成27年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンザル	野菜（トウモロコシ、キュウリ、トマト、ナス、カボチャ、ジャガイモ、ユズ）	123.2万円 19 a
イノシシ	コンニャク、サツマイモ、ジャガイモ、サトイモ、ヤマイモ、水稻	474.4万円 185 a
ハクビシン	イチゴ、ブドウ	35.7万円 7 a
ニホンジカ	ヒノキ、スギ、枝豆、タマネギ、コンニャク、水稻	44.6万円 16 a
カラス	トウモロコシ	1.2万円 3 a
ツキノワグマ	農業被害なし	—

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

ニホンザル	市内妙義地区に2群（大牛群約35頭、下仁田群約50頭）が生息しており、1年を通して露地野菜や果樹等の農作物被害、また家屋への侵入被害がある。そこで、平成15年度から群れの生息調査を行っている日本獣医生命科学大学の指導のもと、群れの追い上げや個体数管理を行ってきた。その結果、民家周辺の出没回数は減少し、また個体数管理の成果により生息頭数も減少してきていた。しかし、平成26年頃から、大牛群の行動パターンが変化しており、年間を通して人里周辺で生活するようになってしまい、それに併せて農作物被害や生活環境被害も1年中発生している状況である。
-------	--

イノシシ	市街地を除くほとんどの地域で生息が確認されている。生息域の拡大、個体数の増加に伴い、コンニャク、水稻、ジャガイモ、サトイモ等の農作物被害や、農地等の掘起し被害が拡大している。また、近年は市街地への出没ケースも増えてきており、人身被害の発生が懸念されている。
ハクビシン	現在は市内全域で生息が確認されている。イチゴ、ブドウ等の果樹を中心に農作物の被害があるほか、家屋への棲みつきなどの生活環境被害も多くなってきている。
ニホンジカ	主に、市内南西部の山沿いで出没が目撃されていたが、近年は市内南部のほか、西部から北西部、北部、北東部へと徐々に生息地域が拡大してきている。樹木被害や農作物被害は今後ますます拡大すると思われる。
カラス	市内全域に生息しており、生活環境への悪影響のほか市内西部での農作物被害が発生している。
ツキノワグマ	市内北西部、妙義山や大桁山に生息している。農業被害は出ていないが、時々、人家周辺や観光地まで出没することがある。人身被害や農業被害の発生が懸念されている。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
ニホンザル	123.2万円 19 a	86.2万円 13 a
イノシシ	474.4万円 185 a	332.0万円 129 a
ハクビシン	35.7万円 7 a	24.9万円 4 a
ニホンジカ	44.6万円 16 a	31.2万円 11 a
カラス	1.2万円 3 a	0.8万円 2 a
ツキノワグマ	—	—

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	1 ニホンザル 捕獲オリを利用し、若メス等の選択的な捕獲を行っている。 捕獲個体については、日本獣医生命科学大学で年齢・栄養状況等生態調査を行い、今後の対策に役立てて	ニホンザルの生態等に熟知した鳥獣保護管理員、鳥獣被害対策実施隊員が高齢化しており、後継者の育成が急務となっている。 また、ニホンザルが、年々賢くなっ

<p>いる。 捕獲オリも改良を加えながら設置数を増やしてきた。</p> <p>2 イノシシ 狩猟期間以外は、捕獲オリ、くくりワナを利用して捕獲を行っている。 捕獲個体については、実施隊員にその処理を依頼している。</p> <p>3 ハクビシン 平成18年度ころより市内のイチゴ農家から被害報告が寄せられはじめ、赤外線カメラを活用した調査の結果、ハクビシンの加害を確認した。小型捕獲オリを利用して、捕獲を行っている。</p> <p>4 ニホンジカ 平成19年度から農地の踏み荒らしや農作物被害が寄せられたため、狩猟期間以外は、くくりワナを利用して捕獲を行っている。 また、平成24年度には専用の捕獲オリを購入し、さらなる捕獲頭数の増加を図っている。</p> <p>5 カラス 専用の捕獲オリにより、捕獲を行っている。 餌も生肉、生魚等を入れてオリによる捕獲を強化している。</p> <p>6 ツキノワグマ 住民に危害を加える可能性がある場合のみ、専用の捕獲オリを設置し捕獲を行っている。</p>	<p>てきており、捕獲オリによる捕獲が困難なため、更なる調査・研究が必要である。</p> <p>個体数の増加、生息域の拡大を防ぐため、さらなる捕獲の強化が必要である。また、昼夜問わず人家周辺に出没する個体があり、人身被害が懸念される。</p> <p>近年は捕獲頭数が減ってきているが、それが個体数の減少なのか捕獲オリに警戒して捕獲されないのかは不明である。ただ、小動物による農作物被害は依然として発生しているため、原因動物の究明が必要である。</p> <p>生息区域や生息数が急速に拡大してきている。そのため、捕獲のさらなる強化が求められるが、実施隊員が高齢化しており、くくりワナの担い手の育成が図れず、人材の確保が困難となっている。</p> <p>警戒心が強くオリによる捕獲が困難である。</p> <p>民家周辺の山に生息しているため、目撃情報があった後の捕獲オリの設置だけでは、人身被害を防ぎきれない懸念がある。</p>
---	--

<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>ニホンザル等への対策として、簡易ネット、電気柵等の設置を進めてきた。</p> <p>里山・林縁の環境整備としてボランティアを活用して山林、竹林等の刈り払いによる緩衝地帯づくり、放置されたユズの除去を行ってきた。</p> <p>また、野生鳥獣のすみかとなっている耕作放棄地解消対策の一環として、牛放牧による農地保全効果を検証するためのモデル事業も取り組んできた。</p> <p>イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン等への対策として県の小規模農村整備事業を活用し、電気柵による防除を実施して田畑への侵入を防いでいる。</p> <p>平成21年度から、野生ニホンザル追払い員を雇用して、ニホンザルの追払いを強化し、農地・人家への侵入を防いでいる。</p>	<p>これらの対策を実施している地域は高齢化及び兼業農家が増えているため、電気柵等設置や管理を十分に行えない状態が出てきている。そのため、被害が拡大するとともに、耕作放棄地増加の要因となっている。</p> <p>市の財政が厳しいことから、ニホンザル追払い員の雇用が継続できるか難しい状況にある。</p>
----------------------	---	---

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

ニホンザルについては、日本獣医生命科学大学の助言を受け個体群管理を継続しつつ、大牛群と下仁田群の妙義山への追い上げを引き続き実施していく。また、地域住民による追い上げも理解と協力を求め、地域全体で追払いを行う体制づくりを構築していく。

イノシシについては、捕獲オリの改良と修繕を行い、更なる捕獲の強化を行う。電気柵による防除を地域全体で取り組み、田畑への侵入を防ぎ農作物被害を減少させる。

ハクビシンについては、被害のあるイチゴ農家全体で電気柵設置を進め、被害を防ぐとともに、新たな地区での被害拡大を防止するため、オリによる早めの捕獲に

努めていく。

ニホンジカについては、生息区域や生息数を調査しつつ、防護柵による防除とくくりワナによる早期の捕獲を実施する。

カラスについては、ワナ免許所持者等の確保に努め、専用捕獲オリの利用による捕獲を進める。

ツキノワグマについては、農作物被害に加え人身被害も懸念されることから、被害の発生または発生のおそれがある場合には捕獲を行う。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

第12次県鳥獣保護管理事業計画により設置した、富岡市有害鳥獣捕獲隊の隊員を「富岡市鳥獣被害対策実施隊員」に委嘱し、具体的には次とおりとする。

1 ニホンザル

群れの管理に慣れた、地元の実施隊員を指名する。なお、個体群管理を的確に行うことが必要なことから、捕獲された場合の扱いについては、日本獣医生命科学大学と調整のうえ行うこととする。

2 イノシシ・ニホンジカ・カラス・ツキノワグマ

実施隊の管轄区域を担当地域として、捕獲業務を担うものとする。

3 ハクビシン

農業者と、その地域を担当する実施隊員とで協力し、小型捕獲オリを用いた捕獲を行うこととする。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成29年度	ニホンザル	既存の捕獲オリを利用して捕獲を行う。
	イノシシ	捕獲オリ4基、ニホンジカと兼用のワイヤートラップ300基を導入し捕獲を行う。
	ハクビシン	小型捕獲オリを20基購入し捕獲を行う。
	ニホンジカ	イノシシと兼用のワイヤートラップ300基を導入し捕獲を行う。

	カラス	既存の捕獲オリを利用して捕獲を行う。
	ツキノワ グマ	緊急時に対応できるよう、捕獲オリの整備を行う。
平成30年度	ニホンザル	既存の捕獲オリを利用して捕獲を行う。
	イノシシ	捕獲オリ4基、ニホンジカと兼用のワイヤートラップ300基を導入し捕獲を行う。
	ハクビシン	小型捕獲オリを20基購入し捕獲を行う。
	ニホンジカ	イノシシと兼用のワイヤートラップ300基を導入し捕獲を行う。
	カラス	既存の捕獲オリを利用して捕獲を行う。
	ツキノワ グマ	緊急時に対応できるよう、捕獲オリの整備を行う。
平成31年度	ニホンザル	既存の捕獲オリを利用して捕獲を行う。
	イノシシ	捕獲オリ4基、ニホンジカと兼用のワイヤートラップ300基を導入し捕獲を行う。
	ハクビシン	小型捕獲オリを20基購入し捕獲を行う。
	ニホンジカ	イノシシと兼用のワイヤートラップ300基を導入し捕獲を行う。
	カラス	既存の捕獲オリを利用して捕獲を行う。
	ツキノワ グマ	緊急時に対応できるよう、捕獲オリの整備を行う。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

<p>捕獲計画数等の設定の考え方</p> <p>ニホンザルについては、1年を通して農作物被害と家屋の侵入被害があるため、日本獣医生命科学大学と調整のうえ、3年間で加害個体数の半減を計画する。</p> <p>イノシシについては、市街地を除くほぼ全域で農作物被害が発生している。また、平成28年度の捕獲数が、過去の捕獲実績の倍近い400頭以上になる見込みであることから、年間500頭の捕獲を計画する。</p> <p>ハクビシンについては、2月～5月のイチゴ農家の被害が特に顕著である。また、空き家や住居の屋根裏への棲みつきなど、市内全域で生活環境への被害が出ている。そこで、個体数を減らすために小型捕獲オリによる捕獲を引き続き行い、過去の捕獲実績に基づき100頭の捕獲を計画する。</p>
--

ニホンジカについては、生息地域や生息頭数が急速に拡大してきていることから、農作物の被害が今後さらに懸念される。また、平成28年度の捕獲数が、過去の捕獲実績の倍近い130頭程度になる見込みであるため、年間200頭の捕獲を計画する。

カラスについては、専用捕獲オリの設置による捕獲を進める。

ツキノワグマについては、人身被害等防止のためやむを得ない場合のみ、関係機関と協議のうえ捕獲することとし、捕獲計画数は設定しない。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	29年度	30年度	31年度
ニホンザル	下仁田群 0頭	下仁田群 0頭	下仁田群 0頭
	大牛群 15頭	大牛群 15頭	大牛群 15頭
イノシシ	500頭	500頭	500頭
ハクビシン	100頭	100頭	100頭
ニホンジカ	200頭	200頭	200頭
カラス	20羽	20羽	20羽
ツキノワグマ	必要最小限	必要最小限	必要最小限

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>ニホンザルについては、加害個体数の半減を目指し、1年を通して市内北西部の生息域において捕獲オリによる捕獲を行う。</p> <p>イノシシについては、農作物の被害報告が年間を通じて寄せられるため、狩猟期間を外した約9ヶ月間、捕獲オリとワイヤートラップによる捕獲を行う。捕獲場所は市内の山間部地域。</p> <p>ハクビシンについては、農作物や家屋棲みつきの被害報告が年間を通じて寄せられるため、狩猟期間を外した約9ヶ月間、小型捕獲オリによる捕獲を行う。捕獲場所は市内全域。</p> <p>ニホンジカについては、生息地域が徐々に拡大してきているため、狩猟期間を外した約9ヶ月間、捕獲オリとワイヤートラップによる捕獲を行う。捕獲場所は市内の山間部地域。</p> <p>カラスについては、農作物被害や糞害等が寄せられた時に、専用捕獲オリによる捕獲を行う。捕獲場所は市内全域。</p> <p>ツキノワグマについては、人身被害等防止のためやむを得ない場合のみ、安全か</p>

つ効果的な方法により捕獲を行う。
 なお、捕獲にあたっては、群馬県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づき実施する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
予定なし

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	29年度	30年度	31年度
イノシシ ハクビシン ニホンジカ	電気柵 3,000m 県営農地整備事業 松義中部地区 メッシュ柵 3,600m	電気柵 3,000m 小規模農村整備事業 松義東部地区 メッシュ柵 3,500m	電気柵 3,000m 県営農地整備事業 松義西部地区 メッシュ柵 2,800m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成29年度	ニホンザル イノシシ ハクビシン ニホンジカ カラス ツキノワグマ	関係機関と連携して各種研修会を開催し、鳥獣被害防止対策の普及啓発を図る。 緩衝帯の整備として、山林や竹林等の刈り払い、民家周辺の放置桑園やユズの木等エサ場の撤去を行う。 テレメトリーを使用し、ニホンザル追払員、巡視員による毎日の追い払い活動を実施する。
平成30年度	ニホンザル イノシシ ハクビシン ニホンジカ カラス ツキノワグマ	関係機関と連携して各種研修会を開催し、鳥獣被害防止対策の普及啓発を図る。 緩衝帯の整備として、山林や竹林等の刈り払い、民家周辺の放置桑園やユズの木等エサ場の撤去を行う。 テレメトリーを使用し、ニホンザル追払員、巡視員による毎日の追い払い活動を実施する。
平成31年度	ニホンザル イノシシ ハクビシン ニホンジカ カラス ツキノワグマ	関係機関と連携して各種研修会を開催し、鳥獣被害防止対策の普及啓発を図る。 緩衝帯の整備として、山林や竹林等の刈り払い、民家周辺の放置桑園やユズの木等エサ場の撤去を行う。 テレメトリーを使用し、ニホンザル追払員、巡視員による毎日の追い払い活動を実施する。

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追い払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
富岡市鳥獣被害対策実施隊	対象鳥獣の捕獲、追い払い
富岡猟友会	対象鳥獣の捕獲、追い払い
群馬県西部農業事務所 群馬県富岡地区農業指導センター —	技術供与と支援
群馬県富岡森林事務所	加害獣捕獲に関する事項、及び技術供与と支援
富岡警察署	人身被害発生予想時の緊急捕獲立ち会い
富岡市	各関係機関との連絡調整

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規定等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

群馬県富岡森林事務所へ捕獲申請 → 実施隊隊長及び該当地区実施隊班長へ連絡 → 必要に応じ富岡警察へ連絡 → 加害獣の捕獲

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

協議会の名称	富岡市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
富岡猟友会	鳥獣の捕獲、追い払い。情報の提供と共有。
群馬県西部農業事務所 群馬県富岡地区農業指導センター	技術供与と指導助言。資料収集。情報の共有。
群馬県富岡森林事務所	技術供与と指導助言。資料収集。情報の共有。
甘楽富岡農業協同組合	協議会と被害農家の連携に務める。各種情報提供と情報の共有。
被害地区区長	被害農家から協議会への被害の連絡。協議会と被害農家の連携に務める。
富岡市議会議員	市民からの要望等の集約、報告。
被害農家代表	被害現場の集約。情報の提供と共有。
富岡市	対策協議会事務局。関係機関の連絡、調整。鳥獣被害の情報の収集、提供と共有。

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
群馬県鳥獣被害対策支援センター	鳥獣被害防止対策施策等に関する指導及び助言。 ニホンザル捕獲個体のテレメトリー発信器装着等に関する技術支援・指導。
日本獣医生命科学大学 野生動物教室	生息状況調査（ニホンザル大牛群、下仁田群） 捕獲個体の調査（ニホンザル）及び協議会での助言。
群馬県立自然史博物館	捕獲個体の調査（ツキノワグマ）

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連絡体制が分かる体制図等があれ

ば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

第12次鳥獣保護管理事業計画により設置している富岡市有害鳥獣捕獲隊の隊員を特措法第9条に定める「鳥獣被害対策実施隊員」として任命し、担当する地域の対象鳥獣6種の捕獲を担うこととする。

(注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

捕獲の担い手を確保するため、県が開催する農業者を対象としたわな猟免許取得講習会等の研修への参加を積極的に呼びかけ、わな猟免許の取得者増加を図る。農作物被害、生活環境被害を防止するための実施体制の整備・強化を行っていく。

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

ニホンザルについては、適正な個体群管理を行うため日本獣医生命科学大学において生態調査等学術研究に利用する。

イノシシ、ニホンジカについては、鳥獣被害対策実施隊にその処理を委ねる。

ハクビシン、カラスについては、富岡市清掃センターにおいて焼却処分を行う。

ツキノワグマについては、群馬県立自然史博物館において学術研究に利用する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

対象鳥獣のうち、イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマは、原子力対策本部長の指示に基づく出荷を差し控える要請が解除された後に利用を検討する。

また、その他の対象鳥獣は食品として適さないため利用しない。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

有害鳥獣が市街地に出没したときの対応マニュアルを整備し、事前に富岡警察署や富岡猟友会等の関係機関と連絡調整を図り、有事の際に迅速な対応がとれるよう準備しておく。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。